

## オーストラリアのテロリズム対策

梅田 久枝

### 【目次】

#### I テロリズム法制

- 1 9・11事件以降の主要テロ対策立法
  - (1) 「1995年刑法典法」の改正
  - (2) 「1979年オーストラリア安全保障情報局法」の改正
  - (3) 「1979年電気通信傍受法」の改正
- 2 テロ対策関連法レビューの仕組
  - (1) テロ対策立法に関する独立審査委員会
  - (2) 情報及び保安に関する両院合同委員会
- 3 連邦と州の関係

#### II 行政におけるテロ対応体制の整備

- 1 国家テロ対策委員会
- 2 国家テロ対策計画
  - (1) 行政機関の責任分担
  - (2) テロ事件の未然防止策
  - (3) テロ事件発生後の対応と復旧

#### I テロリズム法制

2001年10月2日、ハワード首相の率いるオーストラリア連邦自由党・国民党連立政府は、「新たな段階のテロリズムの脅威」を撲滅するため、としてテロリズムに対抗する立法の劇的な改革を提案した。<sup>(注1)</sup> それ以降、テロ対策立法が次々に推進され、行政におけるテロ対応策の整備も進められている。オーストラリアはそれまで、1978年のシドニー・ヒルトン・ホテル爆破事件を除いて、国内でテロ行為として認識される事件をほとんど経験してこなかった。2000年シドニー・オリンピック開催に際しては、セキュリティに対する関心が高まったが、従来の体制に大きな変化はなかった。

しかし2001年アメリカの9・11同時多発テロ事件と、それに続いて翌年バリ島で起きたイスラム過激派による爆弾テロ事件を契機として、オーストラリアのテロ対策はその性格を変えたといえる。それは、既存の刑事法制システムによるテロ行為への対処から、新たに「テロリズム」という特別の概念を法制度に盛り込んで、これに対応しようとすることへの変化である。

さらに2005年7月、英国ロンドンで起きた同時多発テロ事件は英連邦の一員であるオーストラリアに大きな衝撃を与え、そのテロ対策は一層強化されることとなった。

テロリズムに対するこのような新たな体制について、「例外的な立法的方策の使用」、「政治的行動に対する先制的規制」、「強力な情報収集活動の展開」などを必然的に伴うものであるとする懸念や、近代民主主義国家の理念に反すると批判する声<sup>(注3)</sup>が、関連の立法が推進されるとともに、根強く続いている。

本稿においては、9・11事件以降のオーストラリア連邦におけるテロ対策立法と行政面の対応について主要なものを取り上げ、その特徴について概観する。

#### 1 9・11事件以降の主要テロ対策立法

##### (1) 「1995年刑法典法」の改正

##### ① 「テロ行為」等の定義

従来オーストラリアには、インドネシアに例した北部特別地域 (Northern Territory) を例外として、特別のテロ対策法と呼べるものはなかった。北部特別地域は、モルッカ諸島周辺のゲリラの存在が治安上の不安をもたらしている

ことなどを理由として、1974-76年英国テロ防止法に範をとり、今日のテロ対策法に近い特別の条文を1980年に刑法に導入した<sup>(注4)</sup>。しかし連邦の法令では、テロリズムという字句自体が非常に稀なものであり、国際的な法規が組み込まれた条文などにわずかに見られるに留まっていた。2001年の9・11同時多発テロ事件が起きるまで、オーストラリアではテロ事件が発生したとしても、一般の刑事法制によってそれに対処するという方針が貫かれていたのである。

したがって、「2002年保安立法改正（テロリズム）法（Security Legislation Amendment（Terrorism）Act 2002）」（以下「2002年反テロ法」という。）によって、連邦法制の中に初めてテロリズム関連の定義が導入されたことは画期的なことであった。導入にあたっては、2000年英国テロリズム法が強い影響を及ぼしたといわれている。その結果「テロ行為」、「テロ組織」などの定義が、オーストラリアの「1995年刑法典法（Criminal Code Act 1995）」の第5章「連邦の安全保障」中に新設された第5.3部「テロリズム」の第100条から第102条までの条項に盛り込まれ、それらに関連する犯罪行為が特定された。ここでは「テロ行為」は次のように定義されることとなった。

「テロ行為（terrorist act）」とは、次のいずれにも該当する行動（action）又は行動の脅しをいう。

- (a) 人の死もしくは身体に対する危害、財産への重大な損害、公衆の健康への危険、又は情報・通信・金融・輸送などの電子的システムに重大な妨害をもたらすことになる行動
- (b) 政治的、宗教的又は思想的な大義の推進の意図をもって行われる行動
- (c) 威迫によりオーストラリア連邦、州、特別地域もしくは外国の政府、又はこれらの一部に対して、圧力もしくは影響力

を及ぼす意図、又は公衆もしくは公衆の一部を威迫する意図をもって行われる行動」（第100.1条(1)項。条文は一部要約。以下同）。

なおこれに続いて、次のような行動は「テロ行為」には該当しないとされた。

「主義主張、抗議、異議の表明又は労働者のストライキであって、人の死もしくは身体に対する危害又は公衆の健康への危険をもたらすことを意図していない行動」（第100.1条(3)項）。

第101条では、テロ行為とそれに関連した行為を犯罪とし、それぞれに対する罰則が明記された。まず「テロ行為に従事する者」には終身刑が科され（第101.1条）、「テロ行為に関連した訓練を、関連を知らずながら提供又は享受する者」には25年の拘禁刑が科される（第101.2条）としている。「テロ行為に関連した物品を、関連を知らずながら所持する者」および「テロ行為を助長するおそれのある文書を、関連を知らずながら収集又は作成する者」にも15年の拘禁刑が科される（第101.4条、101.5条）。さらに「テロ行為の準備又は計画においていかなる行為を行う者」も終身刑の対象となる（第101.6条）としている。これらの行為は、実際のテロ行為が起きていない場合でも犯罪とされることが、各条において明記されている。

## ② 定義をめぐる論議

2002年反テロ法制定の動きは、9・11事件の衝撃の直後に始まった。半年後の2002年3月に連邦下院に提出された法案は、翌日には下院を通過したが、上院においては「法及び憲法問題立法委員会」を中心に実質的な検討が行われ、法案の修正勧告を含む報告書<sup>(注5)</sup>が作成された。委員会はこの法案の問題点として、立法がそもそも必要かどうかを含めて4点の問題点を指摘した。そのうちの一つは、テロリズム関連の定義

を置くことへの疑問であった。法案はテロ行為、テロ組織を定義してこれらに関わることを犯罪としようとしているが、これらは目に見えない「政治的、宗教的、思想的大義の推進を意図する行為」とされるものに基づくところから、法律としてあいまいさが払拭できない、という疑問である。上記のとおり、刑法典法第100.1条(3)項で「テロ行為」から除外された行為も、「テロ行為」に該当する行為との境界線は実際には必ずしも明解でないことが指摘された。<sup>(注6)</sup>

上院委員会には、「刑事犯罪は、当の犯人が犯罪を犯していると認識することが期待しうる明確さをもって定義されなければならない。犯罪があいまいな言葉で記述されるならば、ある特定の行為が実際に犯罪となるかどうか、裁判で審査されるまで知ることは難しい」と法案への懸念を示す意見書などが寄せられた。<sup>(注7)</sup>

テロリズムの定義をめぐる議論は、すでに1970年代にあったことが知られている。国際テロ対策が関心を呼ぶようになっていた1979年、当時のホープ首相に対して提出された王立委員会報告の中で、ヴィクター・ウィンデヤー元判事は、「テロリズム」の語を法令用語として使用することに強く反対し、これを明示的に規定する新しい法律を制定するのではなく、既存の刑法の厳格な履行こそが新たなテロリズムの恐怖に対する最善の防御策である、と勧告したといわれる。<sup>(注8)</sup>

### ③ テロ組織の非合法化

「テロ組織」については、2002年反テロ法において次のような定義が行われた。すなわち「テロ行為の実行について（テロ行為の発生の有無を問わず）、直接間接に参加、準備、計画、支援もしくは促進を行う組織、又はこの規定の目的上、規則により明記される組織」（第102.1条(1)項）であって、「法人・非法人を問わず、またオーストラリア市民により構成されることも

オーストラリア国外に基盤を有することも問わないもの」（第100.1条(1)項における「組織」の定義により）とされた。

併せてテロ組織に関連する犯罪が明記され、テロ組織と知りながらその組織の活動を指揮すること（第102.2条）、その組織のメンバーとなること（第102.3条）、その組織に意図して資金提供などを行うこと（第102.6条）、などが犯罪とされることとなった。

さらに、2005年ロンドン同時多発テロ事件後に制定された2005年（第二）反テロ法（Anti-Terrorism Act (no.2) 2005）（以下「2005年反テロ法」という。）によって、テロ組織に該当するものとして「テロ行為の実行を唱導する組織」（第102.1条(2)項(b)）が加えられた。「テロ行為の実行を唱導する」とは、テロ行為の実行を勧告、教唆又は賞賛すること（第102.1条(1A)項）とされ、テロ組織の範囲は拡大された。

テロ組織の非合法化については、2002年反テロ法の法案段階において、法務大臣等が行政布告によって組織を直接指定し非合法化する権限を持つことが提案されていたが、政治団体の規制につながりかねないこのような法案に対しては上院委員会をはじめ社会全体に強い反発が生じた。制定時にはこれらの権限は大幅に削られ、議会の審議を必要とする規則をつうじてテロ組織の指定が行われるという法的プロセスが確定した。規則は、2002年刑法典規則（Criminal Code Regulations 2002）として同年に制定され、この中でアルカーイダ、ジェマア・イスラミア、ハマス等17の組織がテロリスト組織として指定された。また2001年9月の国連安保理決議1373号にもとづき2002年（テロリズムと資産取扱いに関する）国連憲章規則（Charter of the United Nations (Terrorism and Dealings with Assets) Regulations 2002）が制定され、金融取引の相手としてはならないテロ組織が特定された。

テロ組織を指定する刑法典規則については、施行から2年後に効力を失うとする規定が2002年反テロ法において付された(第102.1条(3)項)ほか、このような規則の制定にあたっては連邦議会下院の野党党首にその背景説明が行われなければならないとする規定が、2004年の刑法典法改正により盛り込まれた(第102.1条(2A)項)。

#### ④ 「叛逆罪」と「煽動罪」の現代化

2002年反テロ法は、「テロ行為」等の定義のほか、1995年刑法典法第5章「連邦の安全保障」の中に「第5.1章 叛逆罪 (treason)」を設けることとし、その中の「第80.1条 叛逆罪」において、テロ攻撃を想定した定義を追加した。「叛逆罪」は、もともと1914年刑法 (Crimes Act 1914) 中に置かれ、君主・総督・首相などに死をもたらし行為や連邦に対する戦争行為への幫助等を犯罪とすることを定めていた。これらの規定をすべて1995年刑法典法に移して下記の定義を追加し、現代に合ったものにしたのである。

「いかなる方法によってであれ、他の国またはある組織がオーストラリア防衛軍に対して武装敵対行為を行うとき、これを幫助する行為を、その意図をもって行う者を犯罪者とする」(第80.1条(1)項(f))。

罰則としては、終身刑が科されると規定されている。この定義の追加により、叛逆罪が国家に対する通常の戦争における敵の幫助を含むだけでなく、オーストラリア軍に対する通常でない武装敵対行為の幫助をも含むことが明確にされた。また2005年反テロ法によって、1995年刑法典法第5章中に「煽動罪 (sedition)」が加えられることとなった。「煽動罪」も「叛逆罪」と同様、もとは1914年刑法の中に置かれ、君主への敵意や国家の秩序攪乱の意図をもった煽動行為を犯罪とすることを規定していた。2005年反テロ法は、この犯罪をテロ対策という文脈に

おいて再構成し、「ある者が他の者に対し、国家体制、連邦・州の政府などを暴力によって転覆することを促す場合、その者を犯罪者とし、7年の拘禁刑を科す」(第80.2条(1)項)と規定した。

#### ⑤ 管理命令と予防拘束命令

2005年反テロ法は、1995年刑法典法に「管理命令」(第104条)と「予防拘束命令」(第105条)という新たなテロ対策規定をも新設した。

「管理命令」は、テロリストの攻撃から公衆を擁護する目的のため、ある者の行為を禁止したり規制を課したりするものである(第104.1条)。オーストラリア連邦警察 (AFP) は、テロ行為の未然防止に実際に役立つ場合又はテロ組織に訓練を供与していると疑われる者がいる場合、法務大臣の同意を得て、連邦裁判所に管理命令の交付を請求することができる(第104.2条～第104.4条)。このような命令によって、AFPは当該の者に対し、特定の場所への立入り制限、出国の禁止、追跡用装置の装着義務、インターネットを含む通信手段の利用制限、写真を撮らせる義務、指紋押捺の義務などを課することができる(第104.5条(3)項(a)～(1))。命令に違反した者には、5年の拘禁刑が科される。

「予防拘束命令」は、テロ行為の発生が切迫している場合にこれを阻止するため、又は直前のテロ事件に関連した証拠を確保するために、AFPがある者を一定期間予防的に拘束することができるようにする命令である(第105.1条)。予防拘束命令は、まず初めはAFP幹部により交付されるが、命令が延長される場合には、法務大臣の任命する判事等により交付される延長命令が必要となる(第105.2条、第105.7条)。AFPは、この命令により、被疑者を最大48時間まで拘束することができる(第105.9条)。

## (2) 「1979年オーストラリア安全保障情報局法」の改正

テロ対策立法のもう一つの大きな柱は、安全保障情報機関の権限を強化する法改正である。

東西冷戦体制下の1949年に誕生したオーストラリア安全保障情報局 (Australian Security Intelligence Organization=ASIO) は、創立以来、オーストラリアの国内外情報収集機関として中心的な役割を果たしてきた。1950年代～60年代には、国内の政治活動への監視に過剰に関与したことが批判され、その後次第に活動を治安問題に絞った非政治的なものへと転換していたといわれる。<sup>(注9)</sup> ASIO の任務、活動を法的に整備した1979年 ASIO 法には、このような時代の変化の中で、活動の透明性を高めるための改正が加えられてきた。

しかし9・11事件後、政府はテロ対策上この組織の権限を強化する必要性を訴え、これまでの方向を転換させる法改正に踏み切った。

2002年反テロ法案と同じく2002年3月に議会に提出された2002年オーストラリア安全保障情報局立法改正 (テロリズム) 法案 (Australian Security Intelligence Organization Legislation Amendment (Terrorism) Bill 2002) は、当初、容疑者の黙秘権や弁護士の立会いも制限する内容を持っていたが、法案を付託された議会の3つの委員会<sup>(注10)</sup> でこれらに厳しい批判が集まり、調整は難航した。翌年3月、政府が修正法案を再提出することにより、2003年オーストラリア安全保障情報局立法改正 (テロリズム) 法として7月ようやく成立した。成立した改正法の規定の主なものは次のとおりである。

- ・ 1979年 ASIO 法第4条の定義規定における「政治的に動機づけられた暴力 (politically motivated violence)」の定義の項の中に「テロ犯罪である行為」を追加し、同じ条に「テロ犯罪 (terrorism offence)」の定義の項を挿入して、ASIO が行う捜査の対象としてテ

ロ犯罪があることを明確に規定した。

- ・ 1979年 ASIO 法第Ⅲ編の最後に、第3部「テロ犯罪に関連した特別権限」を新設し、ASIO が尋問のための令状を求める権限 (第34C条)、テロ犯罪に関連した情報を持っていると思われる人物を一定の条件下で拘束する権限 (第34D条) を認めた。
- ・ ASIO は、ある人物を24時間まで (通訳が介在する場合は48時間まで) 尋問することができ (第34HB条)、令状で許可される場合は、168時間まで拘束が可能であるとした (第34HC条)。
- ・ ASIO 局長により請求される令状は、法務大臣が令状交付権者として任命する連邦判事または連邦治安判事が交付し (第34AB条)、尋問に際しては情報活動監督官<sup>(注11)</sup> の同席が可能とされている (第34HAD条)。
- ・ 弁護士と連絡を取る権利 (第34C条ほか)、情報活動監督官への不服申し立ての権利 (第34E条) など、保護措置も施された。

また、議会における複数の委員会審議を経て、被疑者の拘束および尋問の過程においてなされるべき手続の基準を明確化するため、これらの基準を書面によって整備する規定が盛り込まれた (第34C条(3)項(ba)号、同条(3A)項)。これにもとづき2003年8月、「令状による取調手続指針のための ASIO 付属文書 (ASIO Protocol to Guide Warrant Process)」<sup>(注12)</sup> が法相により発表され、取調べ中の被疑者の移送、取調べが行われる場所の条件、被疑者の健康状態、被疑者のビデオ録画など8項目について、詳細な指針が示された。付属文書作成にあたっては、拘束中の被疑者に対する国連の規則などが参考<sup>(注13)</sup> にされたという。

なお、この新設された第3部「テロ犯罪に関連した特別権限」の最後には時限条項が置かれ、この部は施行後3年で効力を失うことが規定された。2006年7月の期限を控えて、今年3月に

は新たな改正法案が議会で提出された。ここには、テロリスト容疑者を拘束し取調べる ASIO の権限を10年間延長して2016年まで有効とするという提案が含まれている。

### (3) 「1979年電気通信傍受法」の改正

2002年反テロ法と同時期に政府は、1979年電気通信傍受法 (Telecommunications Interception Act 1979) を改正して、「テロ行為」を傍受による捜査の対象となる犯罪として追加した (2002年電気通信傍受法改正法)。このとき当初の法案は、Eメールや電話メッセージなどの傍受を行いやすくする提案も盛り込んでいた。従来、電話のようなリアルタイム通信と並んでEメールなどの蓄積通信 (stored communications) にも、傍受の際には要件の厳しい傍受令状が必要とされていたが、改正により通常の見積り令状で傍受できるようにするというのがその主旨であった。この提案にはプライバシー保護の観点から反対が強く、上院「法及び憲法問題立法委員会」の勧告などにより、この部分の改正は実現しなかった。

しかしその後2004年になって、政府は再び改正法案を提出し、1年という時限付きではあるが、蓄積通信を傍受禁止の適用対象から外すこととした。<sup>(注14)</sup> さらに2006年2月にはこの条項を恒久化し、傍受の対象を被疑者の発信先の第三者にまで広げることを認める改正法案を提出し、3月末に議会通過を果たした。

以上に挙げたテロ対策法のほか、2002年テロリズムへの資金供与禁止法 (Suppression of the Financing of Terrorism Act 2002)、2002年刑法典改正 (テロ爆破行為禁止) 法 (Criminal Code Amendment (Suppression of Terrorist Bombings) Act 2002)、2002年国境保全立法改正法 (Border Security Legislation Amendment Act 2002)、1987年オーストラリア安全保護局

法 (Australian Protective Service Act 1987) 改正 (航空保安官プログラムの強化を内容とする)、2004年航空運輸安全法 (Aviation Transport Security Act 2004) など多数のテロ対策立法が、9・11事件後推進された。<sup>(注15)</sup>

## 2 テロ対策関連法レビューの仕組み

### (1) テロ対策立法に関する独立審査委員会

これまで見てきたように、オーストラリアのテロ対策立法は、9・11事件後治安維持の強化の方向へ急速に進んできたといえる。しかし、これらを推進する一方でそのような動きをチェックする仕組みも導入されている。上記のテロ対策立法に見られる時限条項がそれであり、またその時限に意義を持たせるものとして、法律施行後の運用について審査を行うシステムの整備が図られているのである。

一連のテロ対策立法に関しては、2002年反テロ法の第4条において「テロリズムに関連する保安対策各法の実施に関する公的かつ独立の審査 (review)」の規定が設けられた。この規定によると、法務大臣は該当する法律により改正された条項の実施状況、実効性および影響について、審査を指揮しなければならない (第4条(1)項)。該当する法律としては「2002年反テロ法」それ自身をはじめ、2002年テロリズムへの資金供与禁止法、2002年テロ爆破行為禁止法、2002年国境安全法、2002年電気通信傍受立法改正法などが列挙されている。そして、審査は、当該の改正条項の施行から満3年が経過した後、実行可能な限り速やかに行わなければならない (同(2)項) とし、審査を行う委員会の構成について規定している (同(3)項)。構成の内訳は、法務大臣が任命する2名以内の者 (うち1人は裁判官出身者でなければならず、その者が委員長を務める)、情報活動監督官、プライバシー・<sup>(注16)</sup> コミッショナー、連邦オンブズマン、<sup>(注17)</sup> オーストラリア法制審議会 (Law Council of Australia)

の指名により法務大臣が任命する2名の者である。

この委員会は、審査の一環として公衆からの意見提出を受け、公聴会を行わなければならない(同(5)項)とされ、審査開始後6か月以内に、法務大臣並びに議会の「情報及び保安に関する両院合同委員会」(後述)に対して、審査事項と場合によっては代替の方法の評価を内容とする審査報告書を提出しなければならない(同(6)項)、とされている。法務大臣は報告書受領後、議会の各院に対して報告書を1部ずつ提出するようにしなければならない(同(7)項)が、ASIO局長ほかの助言にもとづき、個人に危険が及ぶ場合や捜査上の理由があるときは、議会への提出の前に、報告書に含まれる情報を削除することができる(同(8)項)、とも規定している。

以上のような規定にもとづき、2005年10月、元ニューサウスウェールズ州最高裁判事サイモン・シェラー氏を委員長とする保安立法審査委員会(Security Legislation Review Committee)が発足し、審査を開始した。2006年に入って各地の大都市で公聴会が開かれているほか、意見募集が行われている。これに応じて人権団体、法曹団体、イスラム市民団体や個人から寄せられた意見書が、全文ではないが委員会のサイト<sup>(注18)</sup>上で公開されている。

## (2) 情報及び保安に関する両院合同委員会

2002年の一連のテロ対策立法が成立する前年の6月に提出され、9・11事件直後に成立した「2001年情報活動機関法(Intelligence Services Act 2001)」は、情報活動機関の法的位置づけとそれぞれの所管事項の整備を主たる目的とする法律であったが、この法律の中で、情報活動機関の財政と運営についての審査のため、議会に情報と保安に関する両院合同の委員会を設置することが定められた。この規定によると、議

会に「情報及び保安に関する両院合同委員会(Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security)<sup>(注19)</sup>」(以下「両院合同委員会」という。)を、各議会期の第一会期開始後に設置し、上院議員4人、下院議員5人で構成するものとしている(第28条)。ただし委員の過半数は政府の構成員でなければならない(同条)とされている。両院合同委員会の任務は、ASIOほか情報活動機関の年次財務諸表を含む運営及び支出について審査すること並びに、これら機関について大臣又は議会のいずれかの院により付託された事項を審査することである(第29条)。

2002年テロ対策立法の導入後は、両院合同委員会の任務として、2002年反テロ法、2002年テロ行為への資金供与禁止法などの施行3年後の実施状況の審査が加えられている。さらに2003年の改正により新設された1979年ASIO法第Ⅲ編第3部(「テロ犯罪に関連した特別権限」)前述)の審査も、この委員会の任務として追加されている(第29条(1)項(ba)及び(bb)号)。

両院合同委員会は、任務遂行にあたって、情報活動各機関の長及び情報活動監督官からの説明を求めることができるが、各機関の情報源や特定の作戦についての審査などは、任務の範囲とはされない(第29条(3)項)。

両院合同委員会は、委員会の所見及び勧告を議会各院及び主務大臣に提出することとされ(第29条(1)項)、さらに6月30日を末日とする各年度の終了後、可能な限り速やかに年間の委員会活動についての報告書を議会に提出しなければならない(第31条)とされている。この規定にもとづき両院合同委員会は、2005年5月に「2004-2005年次報告(Annual Report 2004 05)」を提出した。この中では、2002年反テロ法によって導入されたテロ組織の定義は広すぎるとの指摘が見られ、法務大臣等がどのようにしてこれらを特定するのか理解しがたい、と述べられている。<sup>(注20)</sup>

### 3 連邦と州の関係

連邦制をとるオーストラリアでは、連邦と州・特別地域（以下「州」という。）の権限関係は、連邦憲法上、連邦議会と州議会の立法権限の配分として規定されており、連邦議会が専属的に立法権を有する事項として憲法に明記された事項（連邦政府の行政組織・職員に関する事項、貨幣製造、連邦憲法改正の発議等）、または連邦議会と州議会の双方がともに立法権を有する共管事項とされた事項以外は、州議会が立法権を有すると定めている。実際には、憲法で共管事項とされた事項の中にも事柄の性質上、連邦の専管とされる事項（連邦議会の構成・手続、軍隊の編成、連邦の歳入歳出等）は少なくないが、基本的に共管事項を含めて州が行使しうる権限を広く認めているといえることができる。従ってテロ対策に関しても、州が行使できる権限の範囲は広いと考えられ、実際2001年以降は、各州で警察権限や緊急時対応に関連する独自のテロ対策関連立法が進められた。

一方、連邦憲法には、連邦法と州法との間に矛盾が生じた場合には連邦法が優先するとの規定（第109条）のほか、連邦議会が州議会からの付託を受けて法律を制定することを認める条項（第51条第 xxxvii 項）がある。2003年刑法典改正（テロリズム）法（Criminal Code Amendment (Terrorism) Act 2003）は、この憲法の条項にもとづき、前述の1995年刑法典法に制定されたテロ対策関連の事項について、各州がそれぞれの立法により連邦政府に権限を付託することができるとの規定を刑法典法に追加した（第100.2条）。各州は2002年から2003年にかけて、このような権限付託のための法律「テロリズム（連邦権限）法（Terrorism (Commonwealth Powers) Act）」を、統一的な名称の下に通過させた。これにより刑法典法で規定するテロ関連犯罪は、全オーストラリアに適用されることとなった。

## II 行政におけるテロ対応体制の整備

### 1 国家テロ対策委員会

9・11事件に続き、翌2002年10月12日バリ島で起きたイスラム過激派による爆破事件は、オーストラリアに現実的なテロ対応体制が必要となっていることを政府に強く認識させることとなった。この直後の10月24日、連邦及び各州首相の緊急サミットでの合意により、テロ事件の未然防止と、事件が起きた場合に対処するための連邦全体の協力の枠組を調整する機関として、国家テロ対策委員会（National Counter-Terrorism Committee = NCTC）が設立された。

NCTC は、連邦・各州政府の関連機関を代表する上級職員及び各レベルの警察により構成される。ニュージーランドもオブザーバーの立場で参加している。首相・内閣省（Department of the Prime Minister and Cabinet）及び州の上級幹部各1名が共同議長を務め、事務局等の運営支援は連邦政府が提供する。NCTC の任務は、各レベル政府の首相及び関係閣僚に戦略的政策的助言を与え、関連機関の情報共有体制を維持すること、全国のテロ対策立法またはテロ対策実施体制が十分であるかを審査、チェックし、助言すること、全国の対テロ準備状況について、連邦・各州首相に年次報告を行うこと、3年ごとに全国テロ対応体制のレビューを行うこと、などとされている。<sup>(注23)</sup>

これらの任務に従い NCTC は、テロ対応体制について詳細に記述した「国家テロ対策計画（National Counter-Terrorism Plan = NCTP）を2002年に作成し、2005年9月にはその第2版を公開している。<sup>(注24)</sup>

### 2 国家テロ対策計画

「国家テロ対策計画 第2版」(以下「NCTP II」という。)は、第1章「序文」、第2章「法的行政的枠組」、第3章「未然防止及び準備体制」、第4章「対応」、第5章「復旧」、第6章「用語



集」、第7章「付：関連各機関の役割」で構成され、本文は全104項目から成っている。NCTCは、NCTP IIの第2章において、テロ活動は、連邦・州のいずれの管轄領域にあっても、それぞれの法律により訴追されうるとし、テロ活動が訴追を逃れることができないように各レベル行政機関が協力することが必要であるとしている（第6項）。そのためNCTCは、これらすべてのレベルの立法を常に把握する任務を負う、とも述べている（同）。

各レベル政府の責任分担は、NCTP IIの中で次のように明記されている（第8～10項）。

#### (1) 行政機関の責任分担

##### (オーストラリア連邦政府)

- ・ 連邦政府各機関内部のテロ対策能力を維持すること。
- ・ 国家テロ対策並びに関連の政策、立法および計画を維持すること。
- ・ 脅威に対するオーストラリア連邦政府の予防的戦略および実際的対応を決定すること。
- ・ 州の管轄内のテロリズムに対する州政府の対策を支援すること。
- ・ 情報活動の実行を主導すること。
- ・ 「国家テロ対策警戒レベル」（後述）を決定し、これを公表すること。
- ・ テロ事件またはその脅威が起きた場合には、関係する州の合意を得て「国家テロリスト事態（National Terrorist Situation）」（後述）を宣言すること。
- ・ 「国家テロリスト事態」に際しては、関係する州との密接な協議の下に政策と広範囲の戦略を策定すること。

##### (州政府)

- ・ 管轄内のテロ対策並びに関連の政策、立法および計画を維持すること。
- ・ 州政府各機関のテロ対策および事後の実践

的運営能力を維持すること。

- ・ 管轄内で起きたテロ事件の対応において、第一義的な行動責任を負うこと。
- ・ 脅威に対する戦略的実践的対応策を策定すること。
- ・ 他領域からの支援を仰ぎ、あるいは他領域への支援の提供を行うこと。
- ・ テロ事件またはその脅威が生じた場合には、「国家テロリスト事態」宣言の要請をためらわずに行うこと。
- ・ 「国家テロリスト事態」に際しては、連邦の戦略のために尽くすこと。

##### (連邦政府各機関間の調整機関)

○ 内閣国家安全保障会議（National Security Committee of Cabinet=NSC）

首相を議長とし、「国家テロリスト事態」を含む連邦の国家安全保障上の利害にかかわる事態が起きた際、必要な政策、戦略および資源について特定する責務を負う。

○ 国家安全保障に関する担当次官会議（Secretaries Committee on National Security=SCNS）

首相・内閣省次官を議長とし、NSCに助言する。

○ 国家危機会議（National Crisis Committee=NCC）

首相・内閣省上級幹部が議長を務め、テロ事件が発生した場合に連邦政府と各州間の情報交換を調整し、SCNSおよびNSCを補佐するため召集される。

○ 連邦政府テロ対策政策会議（Australian Government Counter-Terrorism Policy Committee=AGCTPC）

首相・内閣省上級幹部が議長を務め、連邦政府のテロ対策の展開が全体的な観点から適時かつ適切に調整されるよう取り計らう。

○ 連邦政府テロ対策会議（Australian Govern-

ment Counter-Terrorism Committee=AGCTC)

法務省の一部門である安全防護調整センター (Protective Security Coordination Centre=PSCC) (後述) が議長となり、関連各機関間で必要な情報の共有を図るとともに、「国家テロ対策警戒レベル」の見直しを行う。

**(連邦政府と州政府間の調整機関)**

○ 全豪政府間協議会 (Council of Australian Governments=COAG)

連邦と州政府間の協議の場は、様々なレベルや主題に応じて多数設置されているが、COAGはその頂点に位置する機関である。<sup>(注25)</sup> 連邦首相、各州首相および全豪地方政府協会 (Australian Local Government Association=ALGA) 会長で構成され、連邦首相が議長を務める。テロ対策を含む国益上重要な政策について、各政府間の調整を促進する役割を担う。

○ 国家テロ対策委員会 (National Counter-Terrorism Committee = NCTC)

本稿Ⅱ-1で述べたとおりの任務を負う。

○ 安全防護調整センター (PSCC)

法務省にあって連邦と各州政府機関間の防衛的安全保障体制およびテロ対策について調整する。NCTCのメンバーでもある同センターは、テロ事件が発生した場合、その間の連邦政府と各州政府の情報伝達を担う。テロ事件が起きている間、同センターは各部門に対して信頼できる状況報告を流す。

○ 各レベルの警察活動の調整

オーストラリア連邦警察 (Australian Federal Police = AFP) をはじめとする各レベルの警察の長の間協議により行われ、テロ行為とそれに付随する捜査についての警察の対応を決定する。

○ 各レベルの緊急事態対応の調整

連邦緊急事態管理会議 (Australian Emergency Management Committee=AEMC) メンバーおよび連邦緊急事態管理局 (Emergency Management Australia=EMA) 局長などを含む関連機関間の協議により開始され、緊急事態からの回復と事後対応のための対策を決定する。

○ 各レベルの保健対応業務の調整

<sup>(注26)</sup> 連邦の保健総監、州の首席保健担当官並びにEMAおよびオーストラリア防衛軍 (Australian Defence Force=ADF) の高官により構成される連邦保健危機管理政策会議 (Australian Health Disaster Management Policy Committee) をつうじて、調整が行われる。

○ 各レベルの交通の安全保障に関する調整

連邦交通審議会 (Australian Transport Council=ATC) 傘下の交通に関する常置委員会 (Standing Committee on Transport=SCOT) の交通保安作業班 (Transport Security Working Group=TSWG) が運営を行う。TSWGは、主としてオーストラリアの交通網の予防的な安全性の向上を目的として、各レベル政府に協議の場を提供してきている。

○ 安全に関する情報活動

テロリズム関連の情報活動は、連邦安全保障情報局 (ASIO) により調整される。テロ事件発生に際しては、ASIOは国家情報活動班 (National Intelligence Group=NIG) を設置し、事件に関連する保安関係情報の調整を行わせる。

**(2) テロ事件の未然防止策**

NCTPⅡの第3章では、テロ事件の未然防止と備えに関して具体的な対策が展開されている。ここでは、強力な情報活動 (収集、伝達、規制を含む、情報に関するあらゆる活動) にもとづく予防のための戦略と、リスクマネジメントの原理に則った事件への広範な対応能力の維持が対策の骨子となっている。そのうちの主な項目は次のとおりである。

① 情報収集活動と捜査活動(第14項～第18項)

テロリストの脅威に関する情報収集活動と捜査活動は、ASIOの指揮により行なわれる。ASIOは、国の安全保障にとっての脅威に関する情報を収集し、分析し、またこれらの情報を連邦および州の関連政府機関や警察に配布する。

警察は、テロ活動の防止に資する情報収集や、テロ関連犯罪の訴追のための証拠収集において捜査能力を発揮することとされ、必要な場合には、所掌範囲を超えた特別合同捜査班を組織してテロ犯罪の捜査にあたる必要があるとされている。

ASIOとその他の連邦政府情報機関およびオーストラリア連邦警察(AFP)は、海外との連絡ルートを確保し、関連の情報収集や捜査活動の進行に役立てることとされている。さらに政府各機関は、海外の安全保障・情報収集機関、警察などと連携しながら、国際的テロ対策の一翼を担うとされている。

② 「脅威予測」と「国家テロ対策警戒レベル」  
(第19項～第23項)

ASIOの一部門である国家脅威予測センター(National Threat Assessment Centre=NTAC)は、特定の人物、場所、分野、イベント、関係者等に関する「脅威予測」<sup>(注27)</sup>を発表する。予測の範囲はテロ関連の脅威に限らないものであるが、各機関が脅威に対して最善のリスクマネジメント策をとるための手段の一つとして位置づけられている。

またこれとは別に、国全体を対象としてテロ活動への警戒を促すための「国家テロ対策警戒レベル」が次の4段階に設定されている。法務省が開設している安全保障専用サイトの第1ページ<sup>(注28)</sup>などに目立つ形で掲げられており、それによると2006年4月30日現在の警戒レベルは「中 (medium)」である。

- ・ 低 (low) レベル…「テロリストの攻撃は予想されていない」
- ・ 中 (medium) レベル…「テロリストの攻撃が起きてもおかしくない」
- ・ 高 (high) レベル…「テロリストの攻撃が起きそうである」
- ・ 最高 (extreme) レベル…「テロリストの攻撃が切迫している、またはすでに起きている」

この「国家テロ対策警戒レベル」は、前述の連邦政府テロ対策会議 (AGCTC) が ASIO の脅威状況判定にもとづいて常時レビューを行うこととされている。レベルの切り替えに際しては、連邦政府のテロ対策関連閣僚の合意を得なければならない。

なおこの警戒レベルは、時点を特定して、特定の人物や場所、産業部門、イベントに関して、ASIO が判定したレベルより高く、またはそれよりも低く設定することもできるとされている。

③ 政府各機関・イベント責任者の対応 (第24項～第25項)

政府各機関は、脅威や警戒に関するこれらの情報を駆使して、所管する分野の適切な安全対策を取ることとされ、イベント責任者はその催しの計画の早い段階から、政府機関と安全対策についての意思疎通を図ることが必要であるとしている。

④ 一般公衆への警報と情報管理 (第26項～第29項)

ある状況下においては、一般公衆への警報の発令が適切な戦略となると述べている。警報は、州の機関がそれぞれの所管する事項に即して発することができるが、連邦レベルの国民向け警報もありうるとしている。この場合は連邦首相、連邦法務大臣または連邦政府の上級閣僚の裁量によって行うとされ、可能な限り州と協議する

こととされている。またこのような警報を発するときには、できる限り事前に州に通知し、警報への対応と地域社会の問題の運営が効率的に進められるように計らうこととしている。さらに、こうした警報が発せられる前提として、公衆に対する適切な情報の提供や公衆からの質問への応答について、基本的な方針の上で合意が成立していることが必要である、とも助言している。

このような場合、メディアに対して政府の立場を説明する主たる発言者は連邦首相または法務大臣とされている。州においては、それぞれの首相または首相によって指定された対応者がこの任に就く。調整や協議は、連邦法務省公共問題部と州の関連機関を通じて行なわれる。

情報管理は、テロ行為の未然防止から事件対応、復旧作業にいたるすべての段階において極めて重要な機能を果たすものであることを強調し、連邦政府と州政府双方の情報を相互に関係させることがこの国の対テロ戦略の基盤となる、と述べている。

#### ⑤ 国境管理（第30項～第32項）

連邦の移民・多文化・先住民問題省（DIMIA）<sup>(注29)</sup>は、オーストラリア人以外の者がオーストラリアに入国しようとする際またはオーストラリアを通過しようとする際に、保安上問題があるとされる人物についてのデータベースである「移動警戒リスト（Movement Alert List=MAL）」と照合することによりテロ対策の一端を担う。DIMIAは、MALとそれに関連したシステムを管理するほか、ASIOや法執行機関に代わってテロリスト・プロファイルのチェックを行うことなどにより対テロ捜査を補佐としている。

さらにオーストラリア税関が行う艦船、航空機、物品、人のチェックも、水際における最前線の出入国管理業務を担うものと位置づけられ、ここでも保安上・法執行上関心を持たれる人物についての警戒リストを保持することとされて

いる。DIMIAと税関は、国家テロ対策警戒レベルが引き上げられた際には、特別の警戒強化体制をもって応じることとされている。

このほか連邦検疫・検査局（AQIS）が、他の国境管理機関や産業界、一般公衆と密接に連携しながら、国境において隔離すべき物質の特定と遮断を行う任務を果たすこととされている。このうち人体に関わる検疫政策については、連邦保健・高齢化問題省の保健総監が責任者となる。

#### ⑥ 交通運輸の安全確保（第33項～第41項）

航空と海運の安全確保に関しては、連邦運輸・地方サービス省の運輸保安局（Office of Transport Security=OTS）が規制の責任者となり、陸上輸送の安全と危険物の取締りに関しては州がその任を負う、としている。それぞれの分野で次のような体制が取られる。

#### 航空

オーストラリア領空および空港内での、航空機の飛行に対する違法な妨害行為から安全を確保するための規制の枠組みは、「2004年航空輸送安全法（Aviation Transport Security Act 2004=ATSA）」によっている。この法律により、運輸・地方サービス大臣が安全確保上規制された空港であると宣言した空港においては、その管理責任者は「運輸安全確保プログラム（Transport Security Program）」を準備し、これに従って行動することが義務づけられる。またATSAは、運輸・地方サービス大臣に任命される航空安全監督官（Aviation Security Inspector）が、飛行中でない航空機に対して法律遵守を確認するための特別の指示を発することができることなどを定めている。

特定の空港において事件が起きた場合には、連邦警察の対テロ初期対応班（Counter-terrorism First Response）が州警察の参加を得て、事件に対する第一段階の対応を行うこととされ

ている。連邦警察は、特定の航空機にテロ対策のための係官を搭乗させる「航空保安官 (Air Security Officer)」プログラムの運営も行っている。

主要な大都市空港に本拠を置く連邦警察の地域緊急展開チーム (Regional Rapid Deployment Team) は、地方の空港で脅迫があった場合や予備的な演習を行う場合に、地元警察と密接な連絡を保った上で展開される。

## 海運

オーストラリアの港湾、港湾施設、船舶、沖合石油天然ガス開発施設の安全確保は、「2003年海上輸送及び沖合施設安全法 (Maritime Transport and Offshore Facilities Security Act 2003)」にもとづいて行われる。上述のとおり海運は連邦の運輸・地方サービス省が所管するが、各州と北部特別地域に属する港湾に限っては、各州等にテロ事件への対応と安全体制維持の責任があるとされている。これに対して、国家の安全保障に重要な意味を持つ沖合の施設や海域のテロ対策については、それが州または特別地域の範囲内であっても、連邦政府が責任を請け負うべく関係機関間の正式な合意を得るべき事項であろうとしている。

沖合の海上安全に関しては、2005年防衛省に設置された沖合保護合同司令部 (Joint Offshore Protection Command) が主たる取締り機関となっている。同司令部は、民間部門の監視と規制に関わる任務については税関に対して、軍事面での海上保護任務については防衛省に対して、説明責任を負うこととされている。

## 陸上輸送

連邦政府は、陸上輸送についての第一義的な担い手ではなく、各州が輸送の安全な実施を決定することが、政府間合意により取り決められている。その任務の中には危険度の評価や安全

のための計画が含まれており、これらを4段階の国家テロ対策警戒レベルに連動させた対策とすることが求められている。

### ⑦ 重要インフラの保護 (第45項～第49項)

重要インフラの保護についての責任は、産業界、連邦政府及び各州政府が共同を負うとしているが、テロ行為からの保護を監督する主たる責任はNCTCにあるとしている。NCTCは2005年2月、各レベル政府が重要インフラの保護において一貫した指揮を取るための指針「重要インフラをテロ行為から守るための国家ガイドライン (National Guidelines for Protecting Critical Infrastructure from Terrorism)」を作成した。作成にあたっては、各レベル政府による協議に加えて民間部門からの情報提供が行われた。

各州政府は、領域内の重要インフラを特定し、これらの適切な安全確保体制の確立に責任を持つ。連邦政府においては国家的重要性のあるインフラの特定とその保護が任務とされ、さらにこれらの国家的重要インフラのデータベースの維持に責任を持つこととされている。連邦政府の規制下にある民間部門のために保護体制が適切に配備されるようにすることも、連邦政府の責任とされている。

重要インフラ保護の実行のために必要となる各レベル政府間と民間部門の協議や情報交換の場として、連邦政府の手で「信頼情報共有ネットワーク (Trusted Information Sharing Network)」が構築されている。

なお重要インフラのうち、連邦の情報インフラをテロリストの攻撃から守る任務については、とくに連邦法務省がその調整にあたりとしている。

### ⑧ 危険物質の規制 (第50～第51項)

連邦及び各州政府は、危険物質がテロリスト

に利用される方途を断つため強力な規制を敷いているが、とくに爆発物の原料となる硝酸アンモニウムの管理を厳しくしている。これは2004年のCOAGにおける合意によるもので、その結果各州は、硝酸アンモニウムの使用、製造、貯蔵、輸送、供給、輸出入について、特別に許可された者以外に認めないという体制をとっている。

#### ⑨ 事件発生時に起こり得ることへの備え（第52項～第55項）

連邦及び各州政府がテロ事件の発生を想定して対応能力を維持するにあたっては、これらの対応能力がテロ事件に限らずあらゆる緊急事態において基礎となるものであることを認識する必要があるとしている。

テロ事件の未然防止能力とともに、事件発生時の危機管理能力について、PSCCがこれらの能力の維持強化のための全国的訓練計画を調整する役割を担う。各レベル機関も必要に応じて、それぞれの所掌範囲で訓練を行うこととされている。これらの訓練の結果指摘された事項等は、NCTCの検討に付されることとなる。

脅威または事件発生に際して、文民による各機関が、自らの持つ資源や能力では対応するのに十分ではないと判断し、軍隊の使用を想定するに至った場合には、総督は「文民機関への防衛軍支援（Defence Force Aid to Civilian Authorities<sup>(注30)</sup>）」の定めるところにより、オーストラリア防衛軍（ADF）の使用を認めることができる。軍の使用が必要とされない場合も、ADFは「市民社会防衛支援（Defence Assistance to the Civil Community<sup>(注31)</sup>）」の規定により、捜索、救援、災害復旧活動などの非軍事的支援を提供することができる。

#### ⑩ 化学・生物・放射性・核物質への対応（第56項～第60項）

これらの物質にかかわる事件の防止および緊急時対応については、州がその対策の策定、実行、維持の責任を持つこととされており、この体制の中にテロ対策を組み入れることとされている。ただし連邦緊急事態管理局（EMA）により、危機に関する専門家の助言委員会名簿が作成維持されることになっており、これら専門家は化学・生物・核等の物質について分析と助言を行うことができる。

保健・高齢化問題省は、これらの物質にかかわる事件の救急対应用到に解毒剤、抗生物質、ワクチンその他の治療薬を常備することとされている。これらにかかわるテロ事件などが発生した場合には、連邦政府が各州の首席保健担当官と密接に連携し、連邦が保持している救急用医薬の配布を指示できるとしている。

化学・生物・放射性・核物質の判定と対応のために、オーストラリア防衛軍の中に「事件対応連隊（Incident Response Regiment=IRR<sup>(注32)</sup>）」を維持し、必要な場合に展開できるようにすることとしている。

#### ⑪ 人質事件対応（第64項）

オーストラリアの基本方針は、それが可能かつ適切である場合には、必ず人命への危険を最小にするための交渉を通じてテロ事件を解決することである、としている。またオーストラリアは、テロリストの要求に応じて譲歩することはしないことをここで明言している。しかし人質事件においては、人質の身体の安全の確保のため、それほど重要でないことについて譲歩を行うことはありうる、と説明している。

#### (3) テロ事件発生後の対応と復旧

NCTP IIの第4章、第5章では事件が発生してしまった場合の対応と、事件後の復旧についての具体的作戦が展開されている。ここでは、テロ事件とそこから派生する問題に対応するた

めに必須とされることは各レベル政府の高度の政策決定である、とその基本姿勢が繰り返され、それは一般公衆の不安を取り除くためであると同時に、事件の国際的な意義について認識するために重要なのである、と述べられている（第69項）。

実際のテロ事件またはその脅威が発生した際には、連邦政府が関連の州と協議し、同意を得て「国家テロリスト事態」を宣言するが、宣言にあたっては次のような要件を考慮するものとしている（第86項）。

- ・ 事件の規模と性質。とくに生物・化学・核等の物質の使用がかかわっている場合
- ・ 脅威が重大である場合
- ・ 民間航空機飛行または船舶の航行への脅威がある場合
- ・ 重要なインフラにかかわる場合
- ・ 外国または国際社会の利益にかかわる場合

この宣言が行われた場合、包括的な政策決定、資源が十分でない場合の優先順位の設定、公衆への情報の伝達のすべてについて、連邦政府は関連の州政府との密接な連携の下に全責任を持つ。ただし連邦政府は、緊急事態対応行動の展開とその実戦の指揮は行わない。これらの業務の責任は、州にあるとしている（第87項）。

事件後の復旧に関しては、そのプロセスが物理的なインフラの再建から経済的社会的物理的な生活基盤の回復、さらには人間の心理的なダメージの回復まで、きわめて多岐にわたる複合的なものになる、と指摘している（第95項）。復旧のための業務は、できる限り速やかに、環境、保健、病院のほか金融、土木などの基本的サービスにかかわることから取りかかることとし、国民の信頼を回復することが重要であるとしている（同）。

以上に見てきたとおり、過去5年に及ぶオーストラリアのテロリズム対策は、大きな変貌を

遂げてきた。この過程で、社会が安全保障重視の方向に進むあまり市民的自由が脅かされ、基本的な人権が侵害されることを憂慮する団体の意見表明も続いている。<sup>(注33)</sup>しかし一方で、これらの不安を少しでも解消しようとする仕組が、立法においても行政においても一定の範囲で導入され、安全保障と市民的自由のバランスへの配慮がなされているのを見ることもできる。

今後、立法に組み込まれた時限条項やレビューの義務などによって、テロ対策関連の政策の審査が続くことになろう。そこで交わされる議論や提出される報告書は、次の政策決定にどのように反映されるのだろうか。オーストラリアのテロリズム対策については、これらの過程を含めて注視していくことが必要であると思われる。

#### 注

\*インターネット情報は、すべて4月28日現在である。

(1) ハワード首相の「NEWS ROOM」のサイト。

<[http://www.pm.gov.au/news/media\\_releases/2001/media\\_release1340.htm](http://www.pm.gov.au/news/media_releases/2001/media_release1340.htm)>

(2) 1978年2月13日、英連邦アジア地域首脳会議の会場であったシドニーのヒルトン・ホテルにおいて、過激派の爆破事件が起こり、死者3名を含む被害をもたらした。この犯行を行った過激派については、特定されていない。なお、実際にはこの事件以前の1960年代末から70年代初頭にかけて、クロアチア人過激派による爆弾テロ事件がシドニー及びメルボルンで起きている。

(3) Jenny Hocking, *Terror laws: ASIO, counter-terrorism and the threat to democracy*, Sydney: University of New South Wales Press, 2004. に詳しい。

(4) Criminal Code (NT) 第50条、54条、55条などに規定。Department of the Parliamentary Library, *Terrorism and the Law in Australia: Legislation, Commentary and Constraints*, *Research Paper* no.12

- 2001-02, p.20. <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/rp/2001-02/02rp12.pdf>>を参照。
- (5) Senate Legal and Constitutional Legislation Committee, *Consideration of Legislation Referred to the Committee*, May 2002. <[http://www.aph.gov.au/senate/committee/legcon\\_ctte/completed\\_inquiries/2002-04/terrorism/report/report.pdf](http://www.aph.gov.au/senate/committee/legcon_ctte/completed_inquiries/2002-04/terrorism/report/report.pdf)>
- (6) Hocking, *op. cit.*, (3), p.202. を参照。
- (7) Elizabeth Evatt 判事が寄せた意見書。Senate Legal and Constitutional Legislation Committee, submission no 170. <[http://www.aph.gov.au/Senate/committee/legcon\\_ctte/completed\\_inquiries/2002-04/terrorism/report/report.pdf](http://www.aph.gov.au/Senate/committee/legcon_ctte/completed_inquiries/2002-04/terrorism/report/report.pdf)>
- (8) Hocking, *op. cit.*, (3), p.200. を参照。
- (9) *Ibid.*, p.212.
- (10) ASIO, ASIS 及び DSD に関する両院合同委員会 (Parliamentary Joint Committee on ASIO, ASIS and DSD)、上院法及び憲法問題立法委員会 (Senate Legal and Constitutional Legislation Committee)、上院法及び憲法問題調査委員会 (Senate Legal and Constitutional References Committee) の3委員会。このうち ASIO、ASIS 及び DSD に関する両院合同委員会については、注(19)参照。
- (11) Inspector General of Intelligence and Security. ASIO ほか情報活動機関の活動の透明性を確保するため、1986年、法律により設置された。各機関の活動が法に適合しているか、人権に配慮されているか等を監視し、年次報告を議会に対して行う。
- (12) <<http://parlinfoweb.aph.gov.au/piweb/repository/media/pressrel/h04a63.pdf>>
- (13) 上記のサイトに掲載されている法務大臣の声明から。
- (14) 2004年改正法については、嶋田実「オーストラリアでサーバー上のEメールを通常令状で傍受できる法改正が成立」『KDDI 総研 R & A』15巻1号, 2005.4, pp.1-10. に詳しい。
- (15) Parliamentary Library, *Internet Resource Guide: Australian Terrorism Law*. <<http://www.aph.gov.au/library/intguide/law/terrorism.htm#terraustralia>>
- (16) Privacy Commissioner. プライバシーと個人情報保護の監視のため1988年連邦プライバシー法により設置された。苦情申立の受付や関連機関への助言を行う。
- (17) Commonwealth Ombudsman. 連邦政府各機関の公正な業務執行の監視のため、苦情を受け、調査を行う権限を持つ。
- (18) 法務大臣のホームページ上の以下のサイト。 <<http://www.ag.gov.au/agd/WWW/agdhome.nsf/0/C2CE3EBE73794EF8CA2570A5001FAB3C?OpenDocument>>
- (19) この両院合同委員会の名称は、2002年3月(第40議会期)において Parliamentary Joint Committee on ASIO, ASIS and DSD (PJCAAD) とされたが、2005年12月(第41議会期)以降、現在の Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security に改称されている。なお、ASIS は Australian Secret Intelligence Services (オーストラリア秘密情報局)、DSD は Defence Signals Directorate (防衛情報通信部) の略称。
- (20) Parliamentary Joint Committee on ASIO, ASIS and DSD, *Annual Report of Committee Activities 2004-2005*, May 2005, pp7-8. <[http://www.aph.gov.au/house/committee/pjcaad/annualreport04\\_05/report/fullreport.pdf](http://www.aph.gov.au/house/committee/pjcaad/annualreport04_05/report/fullreport.pdf)>
- (21) 山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』(調査資料), 2003, p.107. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2003/2/20030206.pdf>>
- (22) 久保信保・宮崎正壽『オーストラリアの政治と行政』ぎょうせい, 1991, p.219-220.
- (23) National Counter-Terrorism Committee のホームページ。 <<http://www.nationalsecurity.gov.au/agd/www/nationalsecurity.nsf/AllDocs/0C453B7326BEB74ACA256FAB0015F3BE?OpenDocument>>
- (24) *National Counter-Terrorism Plan* (Second Edition), September, 2005. <<http://www.nationalsecurity.gov.au/agd/www/nationalsecurity.nsf/AllDocs/0C453B7326BEB74ACA256FAB0015F3BE?OpenDocument>>



curity.gov.au/agd/WWW/rwpattach.nsf/VAP/(5738DF09EBC4B7EAE52BF217B46ED3DA)~NCTP\_Sept\_2005.pdf/\$file/NCTP\_Sept\_2005.pdf>

(25) 1992年5月、当時の連邦首相と各州・特別区域首相が設立に合意して発足した。COAG事務局は連邦の首相・内閣省に置かれている。テロ対策のほか、各政府の協力的な行動が必要とされる政策、たとえば環境規制、水資源開発利用、銃規制、生命倫理にかかわる調査研究規制などの実施提案、推進または経過観察を行うことなどを役割としており、多くの問題がこの機関を通じて解決されてきた。当初、必要に応じて会合することとされていたが、2000年以降は1年に少なくとも1度は会合することが連邦首相により声明されている。COAGのサイト<<http://www.coag.gov.au/about.htm>>を参照。

(26) Australian Chief Medical Officer. 保健・高齢化問題省にあって、副事務次官に並ぶ医学・保健専門職の首席行政官。なお、保健担当の省は1921年の創立以来、時代の要請に応じて所掌分野の再編とそれに伴う名称変更を経てきており、現在の保健・高齢化問題省は2001年11月の再編以降の名称である。Department of Health and Agingのサイト<<http://www.health.gov.au/internet/wcms/publishing.nsf/Content/Home>>を参照。

(27) ASIOによるこのような予測は1979年以来行われているもので、内外の要人を迎えるイベントや政府機関ビル、外国公館などの警戒のために、またデモの予告などにもとづいて発せられてきた。2000年のシドニー・オリンピックに際しては、多数の脅威予測が発せられた。近年はテロ関連の脅威予測が増えているため、1997-98年には合計621件であった脅威予測が、2001-2002年には1786件と3倍近くになっている。

Nigel Brew, The New National Threat Assessment Centre, *Research Note*, 2003-2004, no.23, 1 December, 2003. <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/rn/2003-04/04rn23.pdf>> (オーストラリア連邦議会図書館リサーチノート) を参照。

(28) <<http://www.nationalsecurity.gov.au/>>

(29) この「計画」が改訂された2005年9月時点での名称。この後2006年1月に、先住民問題は「家族・社会奉仕・先住民問題省」に移管されたため、現在は「移民及び多文化問題省 (DIMA)」となっている。

(30) 1903年防衛法 (Defence Act 1903) 第Ⅲ AAA部として、2000年の改正法 (Defence Legislation Amendment (Aid to Civilian Authorities) Act 2000)により挿入された部分に規定されているもの。シドニー・オリンピックに備えて導入が行われた。

(31) *Defence Assistance to the Civil Community Policy and Procedures* (Defence Instruction 05-1, Feb.1993) において規定されている。Gary Brown, *Troops as Strikebreakers: Use of the Defence Force in Industrial Action Situations*, *Current Issues Brief*, 3 1996-97, 1 September, 1997<<http://www.aph.gov.au/library/pubs/CIB/1997-98/98cib03.htm>> (オーストラリア連邦議会図書館資料) を参照。

(32) 2003年5月、オーストラリア防衛軍に新設された特殊作戦司令部の一組織。医師、看護師、科学者、技術者などを含む。連邦防衛省のサイト<<http://www.defence.gov.au/terrorism/#link5>>を参照。

(33) Susan Harris-Rimmer & Nigel Brew, *Proposals to further strengthen Australia's counter-terrorism laws 005*, E-Brief (Online only issued 6 October 2005, updated 25 November 2005) <<http://www.aph.gov.au/library/intguide/LAW/TerrorismLaws.html>>に収録されている下記の団体の声明など。

・ Australian Federation of Islamic Councils, "Engagement or confrontation?" (9 Sept. 2005).

・ Australian Lawyers for Human Rights, "Avalanche of opposition to government's new terror laws" (9 Sept. 2005).

・ NSW Council for Civil Liberties, "PM's new counter-terrorist package: recipe for a police state" (9 Sept. 2005).

(うめだ ひさえ・専門調査員)